

令和 4 年 5 月 26 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01363

研究課題名(和文)現代における均分相続の理念の意義とは

研究課題名(英文)Significance of Equal Distribution of Inheritance in modern Japan

研究代表者

浦野 由紀子(Urano, Yukiko)

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：70309417

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、戦後から現在に至る数次の相続法改正における均分相続の理念をめぐる議論の変遷の分析を通じて、均分相続の理念及びこれを基礎とする相続法原理が、家族の機能・形態の多様化の進む現代において再検討を迫られる可能性があることを明らかにするとともに、均分相続の理念に抵触するとして否定されてきた《契約による事前の相続規律》というスキームの理論的可能性につき、「被相続人の財産処分の自由」の拡大と限界という観点から検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

家族の機能・形態の多様化や高齢化が進む現代においては、法定相続とは異なるアラカルトな遺産承継プランニング(遺言・生前処分の活用等)の必要性と重要性が強く意識されるようになってきている。本研究は、現代人のニーズにあった遺産承継手段を整備するうえで過度の障害となっている均分相続の理念につき、必要な限度で克服するための基礎作業となるものであるとともに、被相続人の財産処分の自由の可能性を、契約による相続規律という視点から新たに捉えなおそうとするものである。

研究成果の概要(英文)：This study analyzed the debate over the principle of equal inheritance in the several revisions of inheritance laws from the postwar period to the present, and clarified that the principle of equal inheritance and other principles of the inheritance law may be forced to be reconsidered in the current era of diversification of family functions and forms. This study also examined the theoretical possibility of the scheme of "prior regulation of inheritance by contract," which has been denied because it conflicts with the principle of equal inheritance, from the perspective of the expansion and limits of the "freedom of the decedent to dispose of his/her property".

研究分野：民法

キーワード：法定相続 均分相続 相続契約

1. 研究開始当初の背景

近年、一般の民事紛争が減少傾向にあるのに対して、遺産分割に関する紛争は一貫して増加傾向にある。その多くは、被相続人の生前に、相続人が受けた利益(特別受益)および被相続人に与えた貢献(寄与分)の有無等をめぐる争いであり、実質的には、これらの紛争の種は被相続人の生前から蒔かれていたといえる。しかし、法定相続制度には、制度の性質上、当然ながら、相続開始「前」にこのような相続紛争を未然に防ぐ仕組みは存在しない。また、遺言制度の活用により、被相続人が相続人らの具体的事情に応じた財産分配を定めておくことも考えられるものの、遺言は単独行為であり、相続開始後に、遺言内容が相続人全員の納得を得られるという保証はない。したがって、現状では、相続開始後にはじめて、相続人間の紛争が顕在化することとなる。

もし、相続開始前に、被相続人となる者と相続人の間で、あるいは相続人間で、その家族の事情に即した遺産分配方法等を合意することができ、この合意(契約)に基づく相続が実現されるとすれば、相続開始後の紛争はある程度予防できるかもしれない。しかし、わが国の裁判例・通説はともに、将来の相続に関する合意の効力を否定してきた(たとえば、裁判例として、東京地判平成6・11・25家月48巻2号156頁など、学説としては中川善之助=泉久雄『相続法(第4版)』(有斐閣、2000年)425頁など)。その最大の理由は、相続人の地位の保障にかかわる制度(相続放棄・遺留分放棄の制度等)との抵触である。現行相続法は、相続開始前に相続人が相続に関する諸権利を放棄することを、一律に禁止したり(相続放棄制度)、家庭裁判所の関与のもと、極めて限定的な要件においてのみ許容したりすること(遺留分放棄制度)によって、相続人が相続権(相続人としての地位)をその意に反して放棄させられることのないように保護している。そして、こうした相続権の保護を通じて、均分相続の理念を個別の相続において厳密に実現することが強く意図されている。しかるに、現行相続法の枠組みの下では、将来の相続に関する契約は、これらの制度趣旨に反し、相続人が他からの不当な圧力によって締結させられかねないものであり、均分相続の実現を妨げかねないものとして、忌避されているのである。こうして、将来の相続に関する契約は、相続人自身がいかに真に望んで締結したものだとしても、現行相続法及びその解釈学によって、いわば“相続人の権利保護のために”、パターンリスティックにその効力が否定されるのである。

現行相続法が相続権に対してパターンリスティックな保護を与えるのは、均分相続の理念を実現するためである。しかし、今日においてもなお、均分相続の理念は、このようなパターンリスティックな方法を伴って、厳密に実現されるべきものなのだろうか。たしかに、《強い親(被相続人)と弱い子(相続人)》という構造を必然とした家督相続制度の理念が残存していた戦後すぐの時期ならば、相続当事者の非対等性ゆえに、相続人の保護のためにパターンリズムを必要としたであろう。その意味で、終戦直後の相続法改正で導入された均分相続の理念は、家督相続に対するアンチテーゼとしての色彩のきわめて強いものであった。しかし、戦後70年を経て、均分相続の理念が国民の中で定着した一方、形式的平等を超えて、実質的平等を志向する対価相続意識も強くなってきている。同時に、家族や社会のあり方・国民の意識・相続の機能と役割も大きく変化した。高齢化・介護の社会化により、老親の財産は、子の生活保障資産としてよりも老親自身の老後保障資産として重視されるようになった。家族形態の多様化は、法定相続制度が基礎に置く家族像から外れた家族にとって、法定相続とは異なるアラカルトな遺産承継プランニング(遺言・生前処分の活用等)の必要性をも高めた。このような状況において、均分相続の厳密な実現は、むしろ、被相続人の財産処分に制約を生じさせたり、相続人がその地位を活用すること(たとえば、老親の生前において、子らの介護負担等の決済手段として遺産承継を活用すること等)を妨げるものとなったり、さらには、社会経済的な難問(所有者不明土地の増加など)を生む一因にもなったりしている。以上のような背景をふまえると、均分相続の理念は、家督相続のアンチテーゼとしての役割をすでに終えており、新たな意義と位置づけないし重みづけを必要としているように思われる。

2. 研究の目的

1で述べた背景をふまえ、本研究は、以下の二点を研究目的とする。第一に、均分相続の理念の現代的意義と位置づけについて、現代社会において相続に期待される機能と役割をふまえて、その再定位を試みることである。第二に、第一の目的に関連して、再定位にかかわる具体的問題として、現行制度上、学説・裁判例ともにその効力を認めない《将来の相続に関する契約》を取り上げ、その法律構成と理論的課題・立法論的可能性を検討することである。

3. 研究の方法

本研究で明らかにすべき点は、上記の研究目的に即して、二点ある。

第一に明らかにすべき点は、現代における均分相続の理念の意義と位置づけである。その前提となる作業として、まず、わが国の法定相続制度の立法史研究が不可欠である。終戦直後の相続法改正は、家督相続からの速やかな脱却をほぼ唯一の目的とし、憲法的価値(個人の尊厳・両性

の本質的平等)に則った「内容」になることを目指しつつ、家督相続の条文の「文言」に修正を加えただけのように思われる点が多い。このことが、現行法における相続人の地位保障を、必要以上に強力なものにしている可能性があり、改正作業において《身分(戸主の地位)の相続から財産の相続へ》という本質的転換がどの程度意識されていたのかを解明する必要がある。そして、これとの関係で、均分相続の理念が当時の改正作業においてどのような意義と位置づけを有したのかを確認する必要がある。そのうえで、次に、現代において相続にどのような機能と役割が求められているのかを明らかにする。家族の機能の社会化・家族関係の多様化・世帯構造の変化・高齢化など、現代家族の在り様を特徴づける諸要素によって、相続のあり方がどのような影響を受けているかを検討する。その際には、遺産分割や遺言をめぐる具体的紛争事例の分析や法社会学的研究の参照が必要となるほか、外国法の動向も比較分析する必要がある。こうした法社会学のおよび比較法的分析を含みつつ、均分相続の理念が現代においてもつ意義を明らかにする。

第二に明らかにすべき点は、契約による事前の相続規律について、(a)その法律構成に関する理論的問題の内容とその解決可能性、および、(b)相続制度への導入可能性である。

(a)の解明については、わが国の相続法の研究と外国法の研究の双方が必要である。まず、国内法については、将来の相続に関する契約をめぐる裁判例・学説に理論的な分析を加える。わが国の裁判例は、相続権の保障制度との抵触を理由に、将来の相続に関する契約の効力を一貫して否定するが、具体的事例において、どのような必要性があって将来の相続に関する契約が締結されたのか、その効力を維持することにどのような問題があると裁判所が判断したのかを分析し、これに対する学説の応接について理論的分析を加える。この作業と並行して、将来の相続に関する契約を有効とする外国法(たとえば、ドイツ法、オーストリア法、オランダ法など)及びそのような契約を禁止ないし制限する外国法(たとえば、フランス法、イタリア法など)をとりあげ、前者については制度内容と利用実態、実務上の問題点を調査・分析し、後者については禁止・制限の根拠と問題点や実態を調査・分析する。

(b)については、(a)における外国法の理論的分析に加え、わが国において《契約による事前の相続規律》というスキームを導入している特別法も視野に入れつつ、理論的・機能的分析を行う必要がある。以上の作業を通じて、《契約による事前の相続規律》というスキームをわが国の相続制度の中で構築することができるかを明らかにする。

4. 研究成果

上記2で挙げた研究目的のうち、以下の二点を明らかにすることができた。

(1)現代における均分相続の理念の意義の再検討

わが国の法定相続制度の立法史研究として、第一に、昭和22年・昭和37年・昭和55年の各民法(相続法)改正を素材として、各改正時の社会・家族の状況を統計資料等に基づき明らかにしつつ、とくに相続人の範囲とその相続分の設定をめぐる議論に着目し、当時の法改正作業が均分相続の理念をどのようなものとして位置づけ、実現しようとしたのかについて、概観的な検討を試みた。第二に、平成30年相続法改正における法制審議会の議論とこれに対する学界の反応等を分析することにより、どのような問題が改正課題として俎上にのぼり、家族と社会の諸変化(多様化・高齢化等)に対してどのように対応するように改正された(されなかった)のか、および、平成30年相続法改正によって、相続法の理念とその位置づけがどのように変容した(しなかった)のかを検討した。第一の点の検討結果に加え、とりわけ第二の点()の検討を通じて、現代においては、家族の機能の社会化・家族関係の多様化・世帯構造の変化・高齢化など、現代家族の在り様を特徴づける諸要素が、デフォルトとしての均分相続ルールの正当化根拠を弱めるものとなりうること、したがって、被相続人とその一定の身分関係にあることのみでは、近親者(配偶者・子など)による遺産承継は必ずしも基礎づけられないという認識が醸成されつつある可能性があることを明らかにした。このことは、身分関係に基づく均分の遺産承継という相続法の基本設計が変容する可能性、換言すれば、身分関係で枠づけられない遺産承継ルールの可能性をも示唆するものと考えられる。

次に、諸外国においても相続法改正が近年相次いで行われている状況に着目し、諸外国における相続法改正に関する議論状況を調査して、相続法改正作業の中で法定相続制度や法定相続分(最小の相続分としての遺留分を含む。)がどのような位置づけを与えられているかを分析した。たとえば、2015年に改正されたオーストリア相続法では、配偶者の法定相続権(遺留分権)の強化を図るとともに、いわゆる内縁配偶者に対しても一定の場合に特別の「相続権」を付与する可能性が開かれた一方で、遺留分権利者の範囲を縮小させたり(尊属の遺留分の廃止)、遺留分の減額の対象者や相続権(遺留分権)はく奪事由を拡大したりするなど、被相続人の処分の自由を広げる方向も志向されたことが明らかとなった。オーストリアの相続法改正にみられるこの傾向は、程度の差はあれ他の欧米諸国でも明確に看取される傾向である。

(2)《契約による事前の相続規律》の必要性、相続制度への導入可能性について

《契約による事前の相続規律》については、多様性に富むヨーロッパ諸国の法制度を比較法の対象として調査した。それによると、相続契約を認めている国々(たとえば、ドイツ・オーストリア・スイスなど)において、誰と誰を当事者として、どのような内容を相続契約で定めることができるか(=相続契約の概念・定義)は国によってさまざまに異なること、相続契約の利用状況・利用率も大きく異なること(たとえばスイスでは、相続契約が非常に重要な遺産承継手段とされているのに対して、ドイツやオーストリアでは、相続契約は実務上あまり重要な制

度ではなくなってきたこと) および、 相続契約を認めていない(禁止あるいは制限している)国々(イタリア、フランス等)においても、近年、契約による事前の相続規律の必要性が強く認識されるようになっており、これを実質的に可能にするために、さまざまな対応を相続法上も図ろうとしていること、などを明らかにすることができた。さらに、 に関しては、相続契約を認めていない国々でも、相続契約ではないが、相続契約と同様の効果をもたらす代替的な解決が図られていること(たとえば、経営承継に限定して家族協定の制度を導入した例(イタリア)、遺産承継手段として夫婦財産契約が利用されている例(フランス)など、相続契約とは異なる手段が用意・活用されていること)も明らかにした。

相続契約制度をめぐる各国の対応をふまえつつ、そのような対応の背景となる原理・根拠にも焦点を当てて検討を行った。その結果、《契約による事前の相続規律》を許容する法制・禁止する法制のいずれにおいても、許否の根拠となっているのは、被相続人の自由、すなわち 人が死亡に際して私有財産の帰すうを定めること(死後の財産処分の自由)は、どこまで・どのように保障されるべきか をめぐる態度であることも、明らかにできた。いずれの国の法制も、被相続人に対して「遺言(死後の財産処分)の自由」及びその「撤回の自由」を保障しているところ、被相続人の有するこれらの自由を制限しうるものという観点から《契約による事前の相続規律》の可否の問題を捉える(相続人の相続権保障という観点はそのここではほぼ考慮されることはなく、相続人の保護は遺留分制度が用意されていることで十分に図られると考えられている)点では共通している。しかし、 被相続人のそのような自由に対してパターンリスティックな保護を与えるか、与えるとしてどのような場合にどの程度与えるかは、国によって異なり、それが具体的な制度設計のあり方に影響を与えている。

以上の比較法的検討からは、相続人の(形式的な)保護という観点からのみこの問題を捉えるわが国においては、被相続人の処分自由(撤回の自由・自己のする処分に拘束される自由も含む。)という視点が大きく欠けていることを浮き彫りにできた。均分相続の理念や相続権の保障の絶対視は、わが国の平成 30 年の相続法改正において示された、「遺産承継における被相続人の意思の尊重」という方向とは相容れないものを含んでいるといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 浦野由紀子	4. 巻 587号
2. 論文標題 相続法改正のポイント	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 月報司法書士	6. 最初と最後の頁 9,17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浦野由紀子	4. 巻 155巻1号
2. 論文標題 配偶者相続権	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 54,69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浦野由紀子	4. 巻 -
2. 論文標題 遺言の解釈（960条）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 実務精選120 離婚・親子・相続事件判例解説	6. 最初と最後の頁 220,223
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浦野由紀子	4. 巻 -
2. 論文標題 遺言の解釈	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『遺言と遺留分（第1巻）』（第3版）	6. 最初と最後の頁 355,375
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浦野由紀子	4. 巻 1561号
2. 論文標題 自筆証書遺言（新968条）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 60, 65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浦野由紀子	4. 巻 -
2. 論文標題 遺言の要式性と遺言解釈	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『民法演習サブノート210問』弘文堂	6. 最初と最後の頁 399, 400
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浦野由紀子	4. 巻 -
2. 論文標題 相続させる旨の遺言	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『民法演習サブノート210問』弘文堂	6. 最初と最後の頁 401, 402
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浦野由紀子	4. 巻 -
2. 論文標題 跡継遺贈	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『民法演習サブノート210問』弘文堂	6. 最初と最後の頁 403, 404
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 大村敦志監修、浦野由紀子、幡野弘樹、宮本誠子、金子敬明、常岡史子、郭珉希、黄詩淳	4. 発行年 2020年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 412
3. 書名 相続法制の比較研究	

1. 著者名 前田陽一、本山敦、浦野由紀子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 475
3. 書名 民法 親族・相続（第5版）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------